第二　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額の算定基準（平成二十二年十一月二十六日財務省農林水産省告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第一条中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（」に、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第七百十四号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）、食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）、食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）及び食品表示法の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成二十七年農林水産省令第十三号）の施行に伴い、並びに農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）及び農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の規定に基づき、食品表示法等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

食品表示法等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

（食用植物油脂の日本農林規格等の一部改正）

第一　次に掲げる告示の規定中「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第４項、第11条並びに第12条」を「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第３条第１項及び第３項の表の添加物の項の下欄」に改める。

一　食用植物油脂の日本農林規格（昭和四十四年三月三十一日農林省告示第五百二十三号）第十六条の表の表示の方法の項の１の⑵のイ

二　ハンバーガーパティの日本農林規格（昭和五十二年十月八日農林省告示第千十五号）第三条の表の表示の方法の項の１の⑵のイ

三　食用精製加工油脂の日本農林規格（昭和五十四年十月十二日農林水産省告示第千四百二十四号）第三条の表の表示の方法の項の１の⑶のイ

四　ショートニングの日本農林規格（平成三年八月一日農林水産省告示第九百八十九号）第三条第一項の表の表示の方法の項の１の⑵のイ

五　果実飲料の日本農林規格（平成十年七月二十二日農林水産省告示第千七十五号）第三条第一項の表の表示の方法の項の１の⑵のイ

六　農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格（平成十四年七月二十四日農林水産省告示第千三百五号）第四条の表の表示の方法の項の１の⑷のイ

七　パン粉の日本農林規格（平成十九年十一月二十八日農林水産省告示第千四百九十一号）第三条第一項の表の表示の方法の項の１の⑶のイ

（植物性たん白の日本農林規格の一部改正）

第二　植物性たん白の日本農林規格（昭和五十一年九月十一日農林省告示第八百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表の表示の方法の項の１の⑵のイ中「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下「府令」という。）第１条第２項第５号及び第４項、第11条並びに第12条」を「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第３条第１項及び第３項の表の添加物の項の下欄」に改める。

（精製ラードの日本農林規格の一部改正）

第三　精製ラードの日本農林規格（平成三年八月一日農林水産省告示第九百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表の表示の方法の項の１の⑵のイ中「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下「府令」という。）第１条第２項第５号及び第４項、第11条並びに第12条」を「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第３条第１項及び第３項の表の添加物の項の下欄」に改める。

第四条の表の表示の方法の項の⑵のイ中「府令第１条第２項第５号及び第４項、第11条並びに第12条」を「食品表示基準第３条第１項及び第３項の表の添加物の項の下欄」に改める。

（集成材についての製造業者等の認定の技術的基準等の一部改正）

第四　次に掲げる告示の規定中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

一　集成材についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百十三号）第二の二の１

二　フローリングについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百十四号）第二の二の１

三　単板積層材についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百十五号）第二の二の１

四　構造用パネルについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百十六号）第二の二の１

五　枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百十七号）第二の二の１

六　ベーコン類、ハム類、プレスハム及びソーセージについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第千二百三十九号）第二の二の１

七　熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第千二百四十号）第二の二の１

八　ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第千二百四十一号）第二の二の１

九　チルドミートボールについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第千二百四十二号）第二の二の１

十　炭酸飲料についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月二十日農林水産省告示第千二百四十四号）第二の二の１

十一　果実飲料についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月二十日農林水産省告示第千二百四十五号）第二の二の１

十二　にんじんジュース及びにんじんミックスジュースについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月二十日農林水産省告示第千二百四十六号）第二の二の１

十三　豆乳類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月二十日農林水産省告示第千二百四十七号）第二の二の１

十四　即席めんについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十三日農林水産省告示第千二百七十六号）第二の二の１

十五　ドレッシングについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百九号）第二の二の１

十六　醸造酢についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百十号）第二の二の１

十七　乾燥スープについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百十一号）第二の二の１